改定された審査基準の解説

日本知的財産協会
意匠委員会　第1小委員会

作成日：2011年10月21日

はじめに

意匠の審査基準が改定され、2011年(平成23年)8月1日以降の出願から施行されています。

本資料は、改定された審査基準について、「できること」、「メリット」、「できないこと」、「留意点」という観点から解説するものです。

意匠業務に役立てていただければ幸いです。

意匠審査基準　改定点

下記2点について、改正された。

1. 部分意匠の図面提出要件の見直し

2. 画面デザインの登録要件の明確化

（1）意匠法2条1項により保護される表示画像の保護要件の明確化

（2）変化する画像の一意匠の考え方の変更

1. 部分意匠の図面提出要件の見直し

　出願人の図面作成負担を軽減することを目的として、意匠を特定する上で影響がない範囲の図について、省略を可能とする図面提出要件の緩和が行われた。

　具体的には、部分意匠の意匠登録出願について、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみを表す図面のうち、一部の図について、提出の省略を可能とするものである。

　本資料では、画面以外の部分意匠と画面意匠とに分け、

（1）部分意匠における破線部分の図面省略

（2）画面意匠における画面以外の図面省略

という構成で解説する。

注：以降のページにおいて、＜＞で括っている「 **71.2.2** 」のような数字は、
対応する審査基準を示している。

（1）部分意匠における破線部分の図面省略

1. 部分意匠の図面提出要件の見直し
(1)部分意匠における破線部分の図面省略

■新旧　対比　＜ 71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載 ＞
＜ 21.1.2 意匠が具体的なものであること＞

旧	新
①意匠法施行規則様式第6備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略 ②意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略 ③意匠法施行規則様式第6備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略 ④正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合の、背面図、左側面図及び右側面図の省略 ⑤底面図の省略(常時は底面を見ることができない大型の機械、通常は底面を見られることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができる大型の車両)	旧①～⑤に加え、下記を追加。 ◎物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下のaからcのいずれかに該当する図の省略 a 正面図又は背面図のいずれか一方 b 左側面図又は右側面図のいずれか一方 c 平面図又は底面図のいずれか一方

1. 部分意匠の図面提出要件の見直し
(1)部分意匠における破線部分の図面省略

■新旧　対比図

(意匠に係る物品:包装用容器)

旧

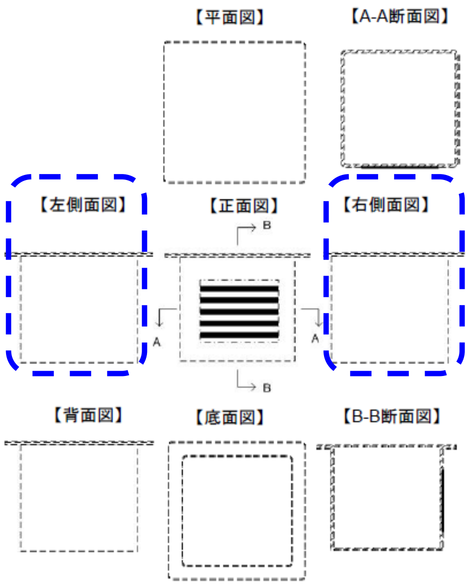

右側面図か左側面図のみ省略可

新

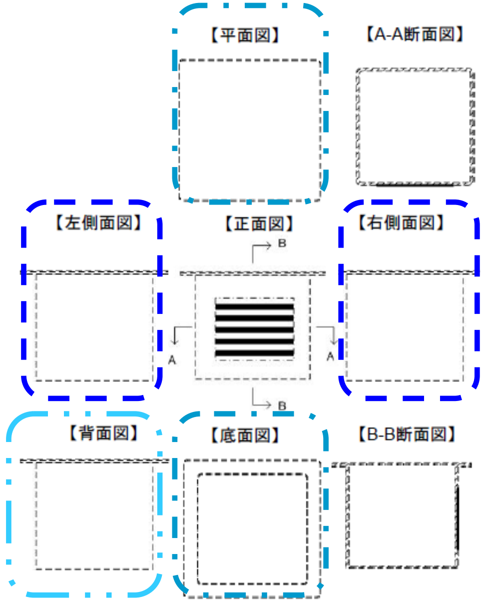

①左右側面図(破線)のいずれかを省略可
②平面図又は底面図(一点鎖線)のいずれかを省略可
③背面図(二点鎖線)を省略可
(正面図は部分が表れているため省略不可)

1. 部分意匠の図面提出要件の見直し
(1)部分意匠における破線部分の図面省略

■できること

実線以外で示される「その他の部分」のみを表す図面のうち、一部の図面の省略が可能である。

■メリット

最低提出すべき図面数を減らすことが可能となり、図面作成にかかるコストが削減できる。

■できないこと

物品の全体の基本構成及び基本形状を特定するために、3方向からの図面(3図)の提出が必要である 。

「その他の部分」のみを表す図面全てが省略可能ではない。

1. 部分意匠の図面提出要件の見直し
(1)部分意匠における破線部分の図面省略

■留意点

・【意匠の説明】に省略した旨の記載が必要。＜ **21.1.2(1)** ⑩（ⅳ）＞

「意匠を受けようとする部分が表れない図面は省略」した旨を記載する必要がある。

・省略しすぎに注意（最低限３図が必要）。

断面図等が提出され意匠を受けようとする形状が特定されていたとしても、

【正面図】又は【背面図】の他に、【平面図】又は【底面図】のいずれか、及び【左側面図】又は【右側面図】のいずれかの提出が必要である。

・省略しすぎて図面が不足した場合には補正指令の対象となる。

ただし、出願図面から物品の全体の基本構成及び基本形状が特定できなければ、要旨変更となるので補正は不可能である。そうすると、出願日の繰り下げ等、出願人にとっての不利益が発生するので注意が必要である。

断面図又は斜視図から、物品の全体の基本構成及び基本形状が特定できれば、追加補正できる可能性がある。

・国によっては6面図の提出が必要な場合があるので、優先権を使った外国出願を考えている場合には注意が必要である。

（2）画面意匠における画面以外の図面省略

1. 部分意匠の図面提出要件の見直し
(2)画面意匠における画面以外の図面省略

■新旧　対比　＜74.3.1画像を含む意匠登録出願における願書の記載事項＞

旧	新
意匠に係る物品と一体として用いられる物品(表示機器等)に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合であっても、物品全体の形態についての一組の図面を省略することはできない。 【画像図】のみの意匠登録出願は認められない。	物品と一体として用いられる物品に表示される画像(画像図)部分についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、物品を表す一組の図面又は一部の図の省略が可能。 意匠に係る物品と一体として用いられる物品(表示機器等)に表示される画像を含む意匠を部分意匠として意匠登録出願する場合、物品全体の形態についての一組の図面を省略することができる。 【画像図】のみの意匠登録出願が認められる。

1．部分意匠の図面提出要件の見直し
(2)画面意匠における画面以外の図面省略

■できること

・物品と一体として用いられる他の表示機器等に表示される画像部分のみについて意匠登録を受けようとする場合に、物品本体の一組の図面が省略できる。

■メリット

・図面数を減らすことが可能となり、図面作成にかかるコストが削減できる。

■できないこと

・意匠登録を受けようとする画像が物品本体に表示される画像である場合、画像部分以外の物品本体形状の図面提出を省略し、画像図だけの提出による出願はできない。

・「意匠に係る物品」の欄に「○○用画像」や「○○用インターフェース」と記載して出願することはできない。
画像が表示される物品やインターフェイスを備えた物品の本体名称を記載する必要がある。

1．部分意匠の図面提出要件の見直し
（2）画面意匠における画面以外の図面省略

■留意点

・【意匠の説明】に省略した旨の記載が必要。＜ **21.1.2(1)** ⑩（ⅳ）＞

「意匠に係る物品全体の形態を表す一組の図面は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略する」旨を記載する必要がある。

・意匠登録を受けようとする画像が物品本体に表示される画像である場合、「（1）部分意匠における破線部分の図面省略」と同様に、物品本体の基本構成及び基本形状を特定するために、3方向からの図面（3図）の提出が必要である。

・国によっては6面図の提出が必要な場合があるので、優先権を使った外国出願を考えている場合には注意が必要である。

1. 部分意匠の図面提出要件の見直し
(2)画面意匠における画面以外の図面省略

■事例集

・物品と一体として用いられる他の物品に表示される画像

(プロジェクター本体に表示される画像ではなく投影される画像である)

【左側面図】

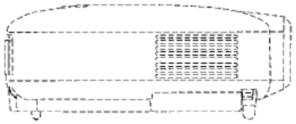

【正面図】

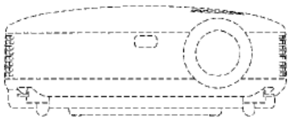

【右側面図】

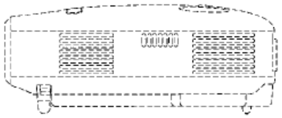

【背面図】

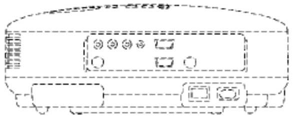

【平面図】

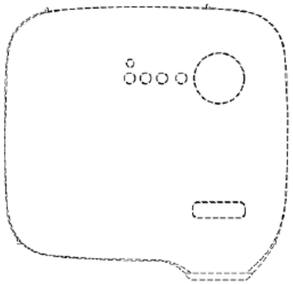

【底面図】

【画像図】

【変化した状態を示す画像図1】

【変化した状態を示す画像図2】

【変化した状態を示す画像図3】

【変化した状態を示す画像図4】

省略可能

意匠登録第1353067号

意匠に係る物品:プロジェクター

2. 画面デザインの登録要件の明確化

　意匠法第2条第1項に基づいて認められている表示画像について、保護要件が意匠審査基準中に明記された。

　また、意匠法第2条第1項、及び第2条第2項により保護される画像のうち変化する画像について、意匠創作の実態を踏まえ、変化の態様を示す複数の画像の総体を、変化を伴う一つの意匠として認定されることとなった。

　本資料では、表示画像の保護要件と変化する画像とに分け、

（1）表示画像の保護要件の明確化

（2）変化する画像の一意匠の考え方の変更

という構成で解説する。

注：以降のページにおいて、＜＞で括っている「 **71.2.2** 」のような数字は、
対応する審査基準を示している。

２．画面デザインの登録要件の明確化

（1）表示画像の保護要件の明確化

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(1)表示画像の保護要件の明確化

■新旧　対比　＜**74.1.1 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること**＞

旧	新
物品の表示部に表示される画像が、その物品が通常有する機能を果たすために必要な表示を行う画像であること。	物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること。 物品の「機能」とは、当該物品から一般的に想定できる機能を意味する。 一般に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な画像についても保護を受けることができる。 付随機能を果たすために必要な表示を行う画像についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とする。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(1)表示画像の保護要件の明確化

■できること

従来の「その物品から一般的に想定できる機能について、その機能を発揮するための操作に要する画像」から保護範囲が拡大し、以下の画像についても保護対象となった。

①その物品から一般的に想定できない機能を果たすために必要な表示を行う画像

②付随機能を果たすために必要な表示を行う画像

■メリット

「機能」の定義が拡大され、その物品が予め有している機能であれば、一般的に想定できない機能についても、その機能を実現するために必要な表示を行う画像が保護対象となった。

その結果、自社の製品固有の機能について、その機能を果たすために必要な画像を意匠権で保護できる可能性が出てきた。

２．画面デザインの登録要件の明確化
（１）表示画像の保護要件の明確化

■できないこと

以下の3つの要件を同時に満たさない画像は、保護対象とはならない。

①画像を含む意匠が意匠法の対象とする物品と認められること。

②その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること。

＜ **74.1.1** ＞

・ PCの壁紙等装飾表現のみを目的とした画像は、機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、保護対象とはならない。

③その物品にあらかじめ記録された画像であること。＜ **74.1.2** ＞

・テレビ番組やインターネットの画像、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、事後的に記録された画像を表示したものは保護対象とはならない。

・物品から独立して販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストール（プリインストール含む）することで表示される画像は保護対象とはならない。

２．画面デザインの登録要件の明確化
（１）表示画像の保護要件の明確化

■留意点

　その物品から一般的に想定できない機能について、その機能を果たすために必要な画像を保護対象とするためには、【意匠に係る物品の説明】に、どのような機能なのかについて、説明を記載する必要がある。

　一般的に想定できない機能についての説明が出願時になされていない場合、出願後にその機能についての説明を追加する補正を行うことは、補正却下の対象となり得る。そうすると、出願日が繰り下がる等、出願人にとっての不利益が発生するので注意が必要である。

　登録の観点からすると、一般的に想定できない機能かどうか判断に迷った場合は、機能の説明について記載することをお勧めする。

■事例集

保護対象となる例

デジタルカメラの水平状態測定表示機能

ー水準器表示

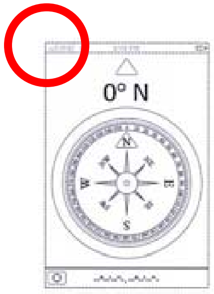

携帯電話機の方位計測表示機能
ー方位表示

欧州共同体登録意匠
第001161731-0003号

※物品が通常有する機能以外の機能を果たすために必要な表示画像は、【意匠に係る物品の説明】にその機能を記載することにより認められる。

保護対象とはならない例

・装飾表現のみを目的とした画像

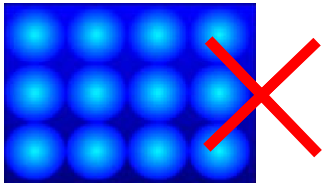

・物品の外部からの信号による画像を表示したもの（インターネットの画面、テレビ番組の画面等）

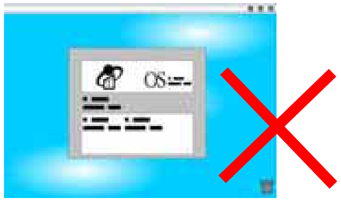

OSにより表示される画像

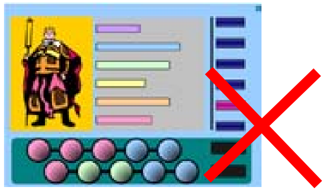

ゲームソフトにより表示される画像

※物品から独立して販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画像は、予め機器に記録された画像ではない。

（２）変化する画像の一意匠の考え方の変更

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■新旧　対比 ＜74.8.1.3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合 ＞

旧	新
複数の画像が、 同じ物品の機能を発揮するための操作の用に供される画像であり、	複数の画像が、 物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像、または、物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像（＝「*物品の同一機能のための画像*」）であり、
かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合には、 複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。	かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合には、 複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■できること

・変化前の画像と変化後の画像とが、以下の2つの要件を同時に満たす場合には、複数の意匠を含んだ状態で一意匠と認定する。

①物品の同一機能のための画像であること

②変化の前後の画像に、形態的な関連性が認められること

1)上記①、②の要件を同時に満たしていれば、操作のための画像に限定されず、一意匠と認定される。

2)操作のための画像である場合、上記①、②の要件を同時に満たしていれば、同一の操作による画面変化に限定されず、異なる操作に応じた変化も一意匠と認定される。

3)上記②の要件について、変化する画像が3つ以上の画像を含む場合、変化する画像全体において、最初の画像と最後の画像とに形態的な関連性が認められる必要はなく、各画像の直前と直後の画像について、それぞれ形態的な関連性が認められればよい。

4)変化する画像に「公然知られた意匠」が含まれていたとしても、変化する画像における変化の態様に創作性が認められれば、意匠法第3条第2項の規定には該当しない。

２. 画面デザインの登録要件の明確化
（2）変化する画像の一意匠の考え方の変更

■メリット

２つの要件（①物品の同一機能のための画像であること、②変化の前後の画像に、形態的な関連性が認められること）を同時に満たすことで、以下の変化態様についても、一意匠として認められることとなった。

ａ）同一の図形等の移動、拡大、縮小、回転、色彩・明度変化等

ｂ）同一の図形等の増減

ｃ）画像表示部内でのレイアウト変更

ｄ）画像又は図形等自体の暫時的な変化

ｅ）共通モチーフの連続的使用

ｆ）追加的な図形等の展開

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■できないこと

・ある機能から別の機能に移行する画像の変化は一意匠とは認められない。

・形態的な関連性が認められる部分が、意匠登録を受けようとする部分に含まれない場合は一意匠とは認められない。

さらに、保護対象と認められるためには、上記「表示画像の保護要件の明確化」に記載した、以下の3つの要件を同時に満たす必要がある。

①画像を含む意匠が意匠法の対象とする物品と認められること。

②その物品にあらかじめ記録された画像であること。＜ **74.1.1** ＞

③その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること。 ＜ **74.1.2** ＞

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■留意点

- ・「形態的な関連性」が認められる判断基準については、現時点では明確でなく、事例の積み重ねが必要である。
- ・変化する画像に含まれる画像が多いほど、権利範囲は狭く解釈される可能性がある。
- ・変化する画像として意匠登録された場合、変化する画像全体で一意匠と認められており、変化する画像に含まれる個々の画像が、独立した権利範囲を有するものではない。
- ・変化する画像の中に、既に意匠登録されている画像を含んでいても、変化の態様に創作性が認められれば意匠登録される可能性はあるが、既に意匠登録されている画像に対する利用の関係に注意する必要がある。
- ・上記「表示画像の保護要件の明確化」に記載したように、その物品から一般的に想定できない機能について、その機能を果たすために必要な画像を保護対象とするためには、【意匠に係る物品の説明】に、どのような機能なのかについて、説明を記載する必要がある。

■事例集 ＜一意匠と認められる例＞

【正面図】

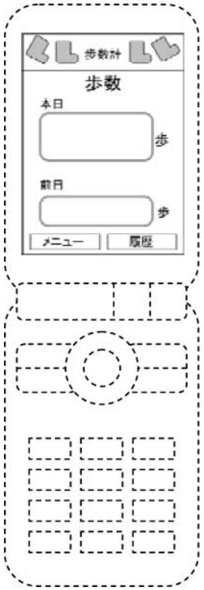

【変化した状態を示す正面図】

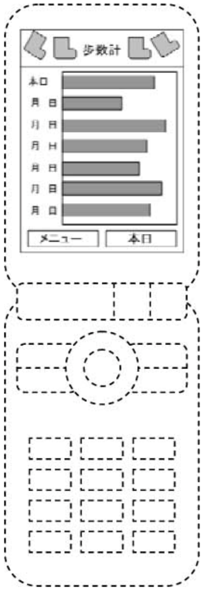

【表示部拡大図】

【変化後を示す表示部拡大図1】

【変化後を示す表示部拡大図2】

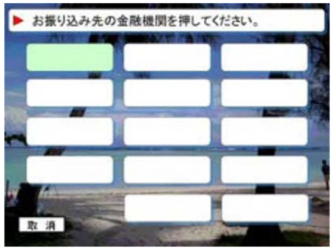

【変化後を示す表示部拡大図3】

いずれも、歩数表示機能のための画像であり、「くつ」のモチーフにより形態的な関連性があると認められる。

いずれも振込機能のための画像であり、背景ほか、長方形等の共通する図形が配されていることにより、形態的な関連性があると認められる。

■事例集 <一意匠と認められる例>

a) 同一の図形等の移動、拡大、縮小、回転、色彩・明度変化等

【正面図】

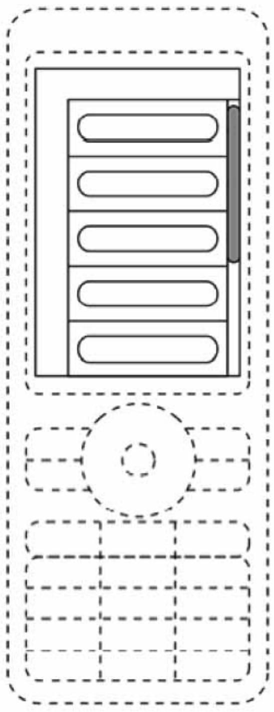

【変化した状態を示す正面図】

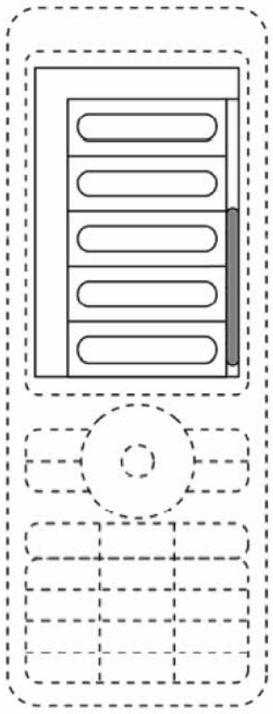

携帯電話の特定機能を選択するための画像であり、図形自体は変化せず、画像部右端のスクロールバーのみが上下に移動しており、形態的な関連性が認められる。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 ＜一意匠と認められる例＞

b）同一の図形等の増減

【表示部拡大図】

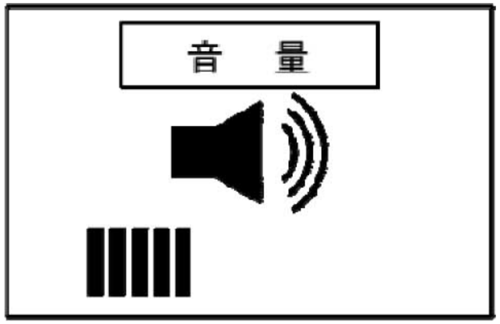

【変化後を示す表示拡大図】

音量調整機能のための画像であり、スピーカーのマークを共通のモチーフとして使用し、かつ音量を示す長方形(同一の図形)が画像内で連続的に増減(現出、消失)しており、形態的な関連性が認められる。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 ＜一意匠と認められる例＞

c）画像表示部内でのレイアウト変更

【正面図】

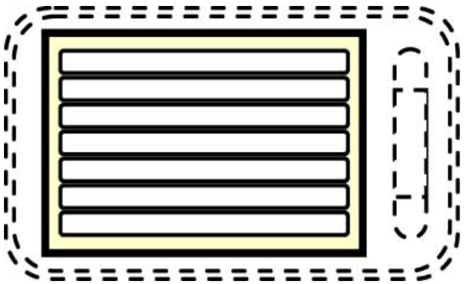

【変化後を示す正面図】

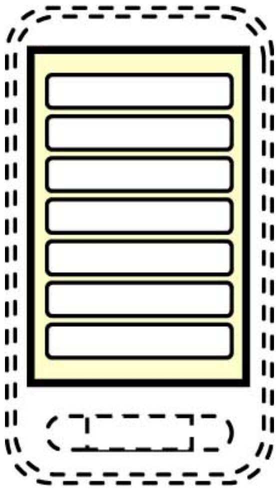

機器の特定機能を選択するためのメニュー画面の画像であり、図形自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変化させており、形態的な関連性が認められる。

■事例集 ＜一意匠と認められる例＞

c）画像表示部内でのレイアウト変更

【正面図】

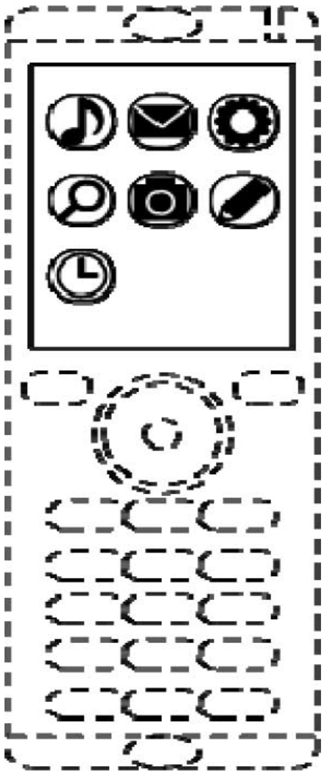

【変化を示す正面図】

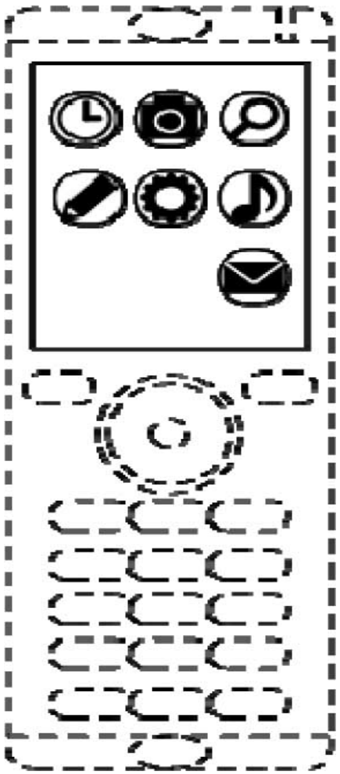

機器の特定機能を選択するためのメニュー画面の画像であり、個々のアイコン自体は変化せずに画像内での配置を変化させており、変化の前後の配置に形態的な関連性が認められる。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 ＜一意匠と認められる例＞

d）画像又は図形等自体の
暫時的な変化

A 【表示部拡大図】

B 【表示部拡大図2】

C 【表示部拡大図3】

D 【表示部拡大図4】

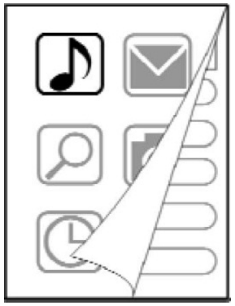

E 【表示部拡大図5】

三以上の画像を含む意匠の場合、最初の画像と最後の画像に形態的な関連性が認められなくても、各画像の直前直後の画像に形態的な関連性が認められれば一意匠と認められる。

機器の特定機能を選択するためのメニュー画面の画像であり、AとB、BとC、CとDの画像については、音符マークが共通モーチーフとして使用されていることから形態的な関連性が認められ、DとEの画像については、横長の図形について、形態的な関連性が認められる。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 ＜一意匠と認められる例＞

e）共通モチーフの連続的使用

【表示部拡大図】

【表示部拡大図2】

【表示部拡大図3】

【表示部拡大図4】

音楽再生機能のための画像であり、
アイコンや背景に同一の図形である音符マークを共通のモチーフとして連続的に使用することで、形態的な関連性があると認められる。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 ＜一意匠と認められる例＞

f) 追加的な図形等の展開

【正面図】　　　　　　　　　　【変化後の状態を示す正面図】

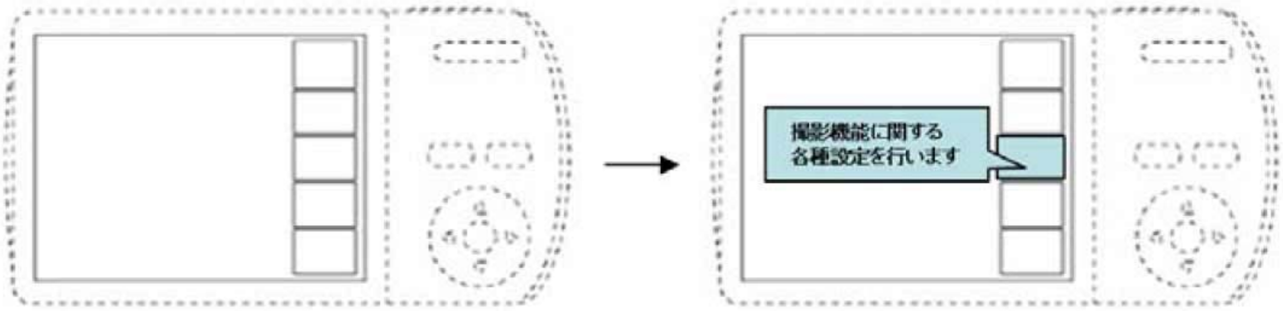

操作に連動して図形が出現／消失する変化が一意匠と認められる。
機器の特定機能を選択するためのメニュー画面の画像であり、
縦5つに並んだ長方形の図形に形態的な関連性が認められる。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 <認められない例>

< 物品の同一機能のための画像と認められない例 >

【表示部拡大図】

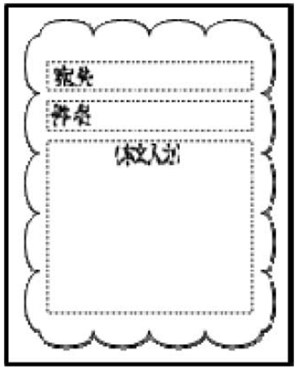

【変化後を示す表示拡大図】

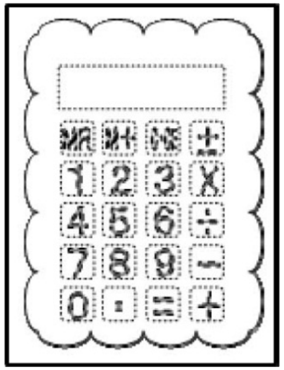

背景の雲のようなモチーフに形態的な関連性が認められるが、左側の画像はメール機能のための画像であり、右側の画像は電卓機能のための画像であるので、同一機能のための画像とは認められず、変化前と変化後の画像は一意匠として認められない。

尚、破線部分が意匠を受けようとする部分に含まれない場合でも、どのような機能を果たすための画像であるかを判断するためには参酌される。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 ＜認められない例＞

＜ 物品の同一機能のための画像と認められない例 ＞

【画像図】

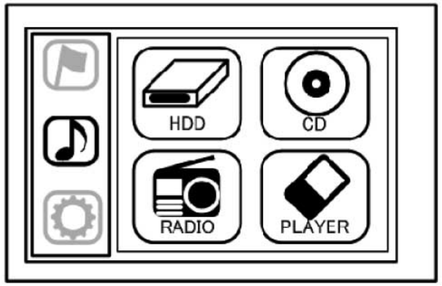

【変化後を示す画像図】

各画像の左側に配置されたアイコン選択部分に形態的な関連性が認められるが、左側の画像は音楽再生機能のための画像であり、右側の画像はナビゲーション機能のための画像であるので、同一機能のための画像とは認められず、変化前と変化後の画像は一意匠として認められない。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
（2）変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 ＜認められない例＞

＜ 形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例 ＞

【正面図】

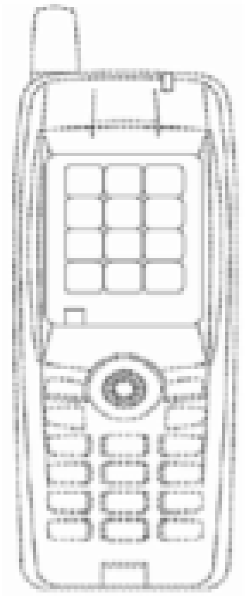

【変化後を示す正面図】

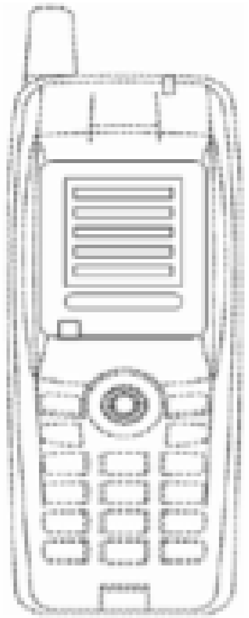

携帯電話の特定機能を選択するための画像であり、図面からは機能についての判断ができないが、仮に同一機能のための画像だとしても、長方形の図形の配置に形態的な関連性が認められないため、変化前と変化後の画像は一意匠として認められない。

2. 画面デザインの登録要件の明確化
(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更

■事例集 ＜認められない例＞

＜ 形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例 ＞

【表示部部分拡大図】

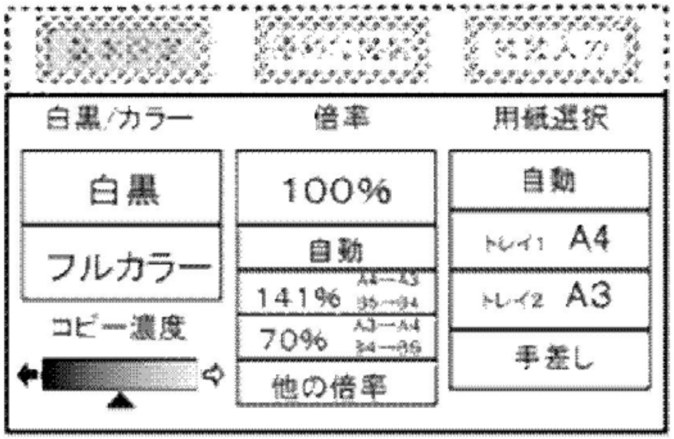

【変化した状態の表示部部分拡大図】

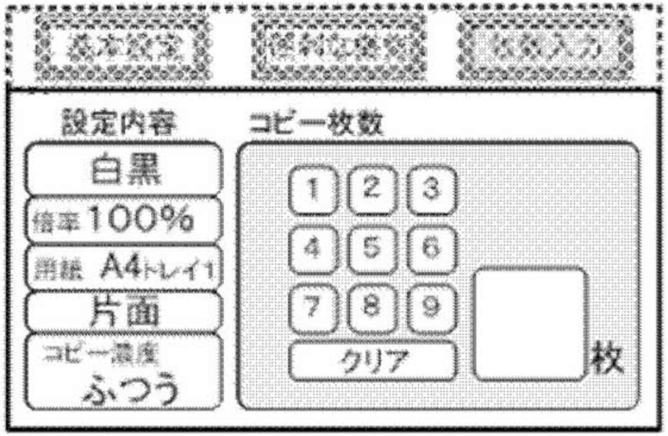

コピー機能を設定するための画像であり、同一機能のための画像と認められるが、意匠を受けようとする部分と考えられる実線部分に形態的な関連性が認められないため、変化前と変化後の画像は一意匠として認められない。

破線となっている上部の3つの長方形の図形が意匠を受けようとする部分に含まれる場合は、形態的な関連性があると認められる。

日本知的財産協会　2011年度 意匠委員会

委員長　荒井　秀年（本田技研工業（株））

第一小委員会　メンバー

小委員長　尾島　憲昭（（株）リコー）

副委員長　竹村　恵子（シャープ（株））

副委員長　中津川　良枝（（株）日本電気特許技術情報センター）

朝倉　幸司（三菱電機（株））

市坪　達也（ロート製薬（株））

齋藤　建彰（セコム（株））

佐藤　充明（横浜ゴム（株））

奈良橋　一也（（株）日立製作所）

森川　優子（ソニー（株））